

## 平成 28 年度全国職業訓練実施計画の策定に当たっての方針（案）

## ＜特に御議論頂きたい事項＞

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）について、特に推進すべき分野等は適当か。
- ・ 求職者支援訓練について、特に基礎コースと実践コースの実施割合を見直す点等は適当か。

	平成 27 年度全国職業訓練計画	平成 28 年度計画に向けた議論のためのたたき台
<b>1 公共職業訓練（離職者訓練）</b>		
① 対象者数・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内訓練：27,000 人（うち日本版デュアルシステム 3,000 人）</li> <li>・ 委託訓練：114,000 人（うち資格取得コース 6,800 人、日本版デュアルシステム 19,000 人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内訓練：26,000 人（うち日本版デュアルシステム 3,000 人）</li> <li>・ 委託訓練：111,000 人（うち資格取得コース 7,200 人、日本版デュアルシステム 19,000 人）</li> <li>・ 就職率目標：施設内訓練 80%、委託訓練 70%</li> </ul>
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後の成長が見込める分野において充実を図る。</li> <li>・ 東日本大震災に伴う復旧・復興需要に応じた人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施。</li> <li>・ 雇用のセーフティーネットとして、母子家庭の母、刑務所出所者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施。</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用のセーフティーネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所出所者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施。</li> </ul>

③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。</li> <li>・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> <li>・ 公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。</li> <li>・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図る。</li> </ul>	同左
<b>2 公共職業訓練（在職者訓練）</b>		
① 対象者数	・ 57,000 人	・ 57,000 人
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるに真に高度な訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。</li> </ul>	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズ等を把握した上で、ニーズに即した訓練科、実施方法により、訓練を実施。</li> </ul>	同左
<b>3 公共職業訓練（学卒者訓練）</b>		
① 対象者数	・ 5,900 人（うち専門課程 4,100 人（うち日本版デュアルシステム 300 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人）	・ 5,900 人（うち専門課程 4,100 人（うち日本版デュアルシステム 300 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人）

② 訓練内容	・ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。 ・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。	同左
<b>4 公共職業訓練（障害者訓練）</b>		
① 対象者数	・10,695人（うち委託訓練7,330人）	・10,195人（うち委託訓練6,830人） ・就職率目標： <u>施設内訓練65%、委託訓練53%（「障害者基本計画」（平成25年9月閣議決定）における平成29年度目標を踏まえ平成28年度分を設定。但し在職者訓練は除く。）</u>
② 訓練内容	・職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。 ・障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した訓練を実施するため、民間企業等に委託する訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練の充実を図る。	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	・就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。 ・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。 ・都道府県障害福祉計画を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。	同左

		・委託訓練について、就職に結びつきやすい実践能力習得コースの定員を拡充するとともに、就職実績に応じた委託費を支給する。
<b>5 求職者支援訓練</b>		
① 訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・54,000人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模83,080人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース55%、実践コース60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38,000人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模61,000人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース55%、実践コース60%</li> </ul>
② 基礎と実践の割合	<u>基礎コース 30%</u> ・ <u>実践コース 70%</u> ※地域職業訓練実施計画では、基礎コースの割合を30%超としてはならない。	<u>基礎コース 50%</u> ・ <u>実践コース 50%</u>
③ 実践コースの重点（全国共通分野）	<u>実践コース 訓練認定規模の70%</u> うち全国共通分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護系</li> <li>情報系</li> <li>医療事務系</li> </ul> } <u>3分野の割合は、地域の実情に応じて次の上限、下限の範囲内で設定。</u> <u>【上限】3分野計で実践コース全体の45%程度</u> <u>【下限】介護：20%程度、医療事務：5%程度、情報：5%程度</u> その他の成長分野、人手不足分野（農業、環境、観光、建設など）等 <u>実践コース全体の55%程度</u>	<u>実践コース 訓練認定規模の50%</u> うち全国共通分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護系</li> <li>情報系</li> <li>医療事務系</li> </ul> } <u>3分野の割合は、地域の実情に応じて次の範囲内で設定。</u> <u>【下限】介護：20%程度、医療事務：5%程度、情報：5%程度</u> その他の成長分野、人手不足分野（農業、環境、観光、建設など）等 <u>地域の実情に応じて改定</u>
④ 新規参入の上限	基礎コース <u>上限値 10%</u> 〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕 実践コース <u>上限値 20%</u> 〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕 ※ 新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならない。	基礎コース <u>上限値 20%</u> 〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕 実践コース <u>上限値 20%</u> 〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕 ※ 新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならない。

	※ 地域ニーズ枠、学卒未就職者訓練コースについては、全て新規枠とすることも可能とし、当該上限値の別枠とする。	※ 地域ニーズ枠、学卒未就職者訓練コースについては、全て新規枠とすることも可能とし、当該上限値の別枠とする。
⑤ 地域ニーズ枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎又は実践コースで少なくとも1訓練コース分を設定</li> <li>・ 特定の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域について設定</li> <li>・ 都道府県の訓練認定規模の10%以内</li> </ul>	同左
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める。</li> </ul>	同左